

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	戸籍住民課
委 託 業 務 名	大津聖苑及び志賀聖苑非常用発電機修繕業務
委託業務場所	大津市膳所上別保町ほか
概 要	大津聖苑及び志賀聖苑の非常用発電機に係る、経年劣化部品の交換及び試運転調整を行う。 （大津聖苑）蓄電池、圧力スイッチ （志賀聖苑）電磁接触器、蓄電池、冷却水ヒータ、潤滑油ほか
契 約 期 間	令和 6 年 1 0 月 2 8 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 2 5 日
契 約 金 額	4, 7 3 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 兵庫県尼崎市潮江一丁目 3 番 3 0 号 〔名 称〕 ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
契約相手方の選 定 理 由	本業務は、大津聖苑及び志賀聖苑に設置しているヤンマー製の非常用自家発電設備であり、機器内部部品の経年劣化のため、保守点検範囲外である部品交換及び試運転調整を行うものである。 非常用発電機は、有事の際の電力供給によって、防災設備及び火葬場の機能を維持するため、適切に維持管理を行う必要がある。 当該設備の詳細仕様は製造業者だけが把握しており、部品交換等の修繕作業後の設備全体の性能保証を担保することができる同社を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。